

女性差別撤廃委員会（CEDAW）第 63 会期 第 7 次・第 8 次日本報告審議総括所見
日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク（JNNC）訳

CEDAW/C/JPN/CO/7-8

配付：一般

2016 年 3 月 7 日

原文：英語

女性差別撤廃委員会

第 7 次・第 8 次日本定期報告に関する総括所見

1. 委員会は、2016 年 2 月 16 日、第 1375 回及び 1376 回会合において、日本の第 7 次・第 8 次定期報告（CEDAW/C/JPC/7-8）を審議した（CEDAW/C/SR.1375 及び 1376 参照）。委員会の課題と質問リストは CEDAW/C/JPN/Q/7-8 に、日本の回答は CEDAW/C/JPN/Q/7-8/Add.1 に掲載されている。

A. 序論

2. 委員会は、締約国が第 7 次・第 8 次定期報告を提出されたことに感謝する。また、会期前作業部会が提示した課題と質問事項に対する締約国の文書回答に感謝する。委員会は、代表団の口頭報告及び、対話中に委員会から出された口頭での質問に対する追加説明を歓迎する。

3. 委員会は、杉山晋輔外務審議官を団長とする大規模な代表団について、締約国を称賛する。代表団は、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、内閣府、警察庁及び在ジュネーブ国際機関日本政府代表部などさまざまな府省庁で構成されていた。

B. 肯定的側面

4. 委員会は、2009 年に行なわれた締約国の第 6 次定期報告（CEDAW/C/JPN/6）審議以降、法制改革において前進があったことを歓迎する。特に、

- (a) 女性が大半を占めるパートタイム労働者の待遇改善を目的とする 2014 年の「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正
- (b) 2015 年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定
- (c) 2014 年の「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」改正
- (d) 2013 年の「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正
- (e) 2012 年の「子ども・子育て支援法」制定

5. 委員会は、女性に対する差別撤廃及び女性の権利推進を加速させることをめざし、下記の計画等の策定を含む締約国が行なった政策枠組み改善の努力を歓迎する。

- (a) 2014 年の「人身取引対策行動計画」
- (b) 2013 年の「日本再興戦略」
- (c) 2010 年の「第 3 次男女共同参画基本計画」及び 2015 年の「第 4 次男女共同参画基本計画」

6. 委員会は、前回の定期報告審議以降、締約国が以下の条約を批准したことを歓迎する。

- (a) 2014 年の「障害者の権利に関する条約」
- (b) 2009 年の「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」

C. 主要な懸念事項と勧告

国会

7. 委員会は、本条約の完全履行を確保するうえでの立法権のきわめて重要な役割（委員会が 2010 年の第 45 会期で採択した「国会議員との関係に関する声明」を参照）を強調する。委員会は、国会に対し、その権限に従って、現在から条約に基づく次回報告期限までの間、本総括所見の実施について必要な措置をとるよう求める。

本条約の法的地位、認知度と選択議定書の批准

8. 委員会は、締約国の憲法第 98 条第 2 項によって、締結・公布された条約は国内法の一部として法的効力を有することに留意する。しかし、委員会は、本条約が完全には国内法化されていないこと、及び 2014 年 3 月 28 日に東京高等裁判所が、本条約は直接適用可能性ないし自動執行力を持つものと認めないと判断したことを懸念する。委員会はまた、以下のことを懸念する。

- (a) 締約国の意識向上の努力にもかかわらず、締約国において本条約の諸規定が十分に知られていないこと
- (b) 締約国が、いつまでに本条約選択議定書を批准するかについて、情報が提供されていないこと
- (c) 締約国が、委員会の前回の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/6）を完全に履行していないこと

9. 委員会は、締約国に、以下のことを行なうよう求める。

- (a) 本条約の諸規定を完全に国内法化すること
- (b) 国家公務員、国会議員、法律専門家、法執行官、コミュニティ指導者を含む関連する利害関係者に対して、本条約と委員会の一般勧告及び女性の人権に関する現存の意識向上プログラムを強化すること
- (c) 選択議定書の批准を検討するとともに、選択議定書の下で委員会が決定した先例について、法律専門家及び法執行官に研修を行なうこと
- (d) 委員会の本総括所見の履行に関する明確な目標と指標をもつ国内行動計画の策定を検討すること

女性に対する差別の定義

10. 委員会は、本条約第 1 条に則った、公的及び私的領域における直接及び間接の差別を網羅する、女性に対する差別の包括的な定義がないことを、引き続き懸念する。委員会は、そうした定

義の欠如が、締約国における本条約の完全適用への障害になっていることを想起する。

11. 委員会は、前回の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/6, para.22）を繰り返すとともに、締約国に対し、女性が生活のあらゆる領域において直接及び間接の差別から確実に保護されるようにするため、国内法に、本条約第 1 条に則った女性に対する差別の包括的な定義を早急に取り入れるよう求める。

差別的な法及び法的保護の欠如

12. 委員会は、現存する差別的な規定に関するこれまでの勧告への対応がされていないことを遺憾に思う。委員会はとりわけ、以下のことを懸念する。

- (a) 民法が、女性と男性で異なる婚姻最低年齢、前者を 16 歳、後者を 18 歳とする差別的規定を保持していること
- (b) 6 カ月間から 100 日に短縮するとした最高裁判所の決定に関係なく、民法が、依然として女性にのみ離婚後一定期間再婚を禁止していること
- (c) 2015 年 12 月 16 日、最高裁判所が、夫婦に同一氏の使用を強制している民法第 750 条の合憲性を支持したこと。この規定により、實際上多くの場合、女性が夫の氏を選ぶことを余儀なくされている。
- (d) 相続における婚外子差別規定が 2013 年 12 月に廃止されたにもかかわらず、出生届における差別的記載に関する戸籍法の規定を含む多くの差別的規定が維持されていること
- (e) 頻繁なハラスメント、社会的汚名を着せること及び、暴力の対象となるさまざまなマイノリティ・グループに属する女性への交差的差別を網羅する包括的な差別禁止法がないこと

13. 委員会は、これまでの勧告（CEDAW/C/JPN/CO/5）、（CEDAW/C/JPN/CO/6）を繰り返すとともに、締約国に対し、以下のことを遅滞なく行なうよう強く要請する。

- (a) 民法を改正し、女性の法的婚姻最低年齢を男性と同じ 18 歳に引き上げること、夫婦の氏の選択に関する法律の改正によって、女性が婚姻前の氏を保持することができるようにすること、及び離婚後の女性の再婚禁止期間を完全に廃止すること
- (b) 婚外子の地位に関するすべての差別的な規定を廃止すること、及び法が社会的な汚名と差別から婚外子とその母親を確実に保護するようにすること
- (c) 締約国の中核的な義務に関する委員会の一般勧告第 28 号（2010 年）に従い、さまざまなマイノリティ・グループに属する女性に対する複合的・交差的差別を禁止する包括的な差別禁止法を制定し、こうした女性たちをハラスメントや暴力から保護すること

国内人権機関

14. 委員会は、締約国が、人権の推進及び保護のための国内機構の地位に関する原則（パリ原則）に従い、複合差別に対する保護を含む、女性の人権の推進及び保護のための幅広い権限を有する独立した国内人権機関をいまだに設立していないことに対する懸念を、繰り返し表明する。

15. 委員会は、締約国が、パリ原則（1993 年 12 月 20 日国連総会決議 48/134）に従った独立の国内人権機関を、明確な期限を定めて設置し、その権限に女性の人権及びジェンダー平等を確実に含めることを求めた前回の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/6, para24）を繰り返す。

女性の地位向上のための国内本部機構

16. 委員会は、「内閣府設置法」に、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）が有する女性の地位向上のための国内本部機構の長としての権限を明記しているという、締約国からの情報に留意する。しかし、男女共同参画会議と男女共同参画推進連携会議の役割が明確に定義されていないことを懸念する。委員会はまた、役割の明確さに欠けることが、部門間等の調整とジェンダー予算を含めた政策の実行に影響を及ぼしていることを懸念する。

17. 委員会は、締約国が、ジェンダー主流化及びジェンダー予算を含めた取り組みを効果的に遂行することができるよう、国内本部機構のさまざまな部門の役割を明確にし、女性の地位向上のための国内本部機構を引き続き強化することを勧告する。

暫定的特別措置

18. 委員会は、事実上の男女平等を促進するために、第3次及び第4次男女共同参画基本計画で数値目標を設定した締約国の努力に留意する。しかし、委員会は、公的及び民間部門における意思決定ができる地位や、特に国会をはじめとする政治の世界において、民族的及びその他のマイノリティ女性を含めた女性の参加が低いことへの対応として、クオータ制を含む法令による暫定的特別措置がないことを懸念する。委員会は、締約国が引き続き、法令によるクオータ制よりも、より効果が低い自発的な取り組みや、公共調達のための入札過程における、企業への加点評価などのインセンティブを採用していることを特に懸念する。

19. 委員会は、前回の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/6, para.28）を繰り返し表明するとともに、本条約のすべての領域において、女性と男性の実質的平等を促進し、特に民族的及びその他のマイノリティ女性、先住民族女性、及び障害のある女性の権利を向上させるために必要な戦略として、本条約第4条第1項及び委員会の暫定的特別措置に関する一般勧告第25号（2004）に従って、法令によるクオータ制などの暫定的特別措置の採用を検討するよう求める。

ステレオタイプ及び有害な慣行

20. 委員会は、家族と社会における女性と男性の役割と責任についての家父長的態度や、根深いステレオタイプ（訳注・固定的性別役割分担意識）が執拗に存在することを引き続き懸念する。委員会は、とりわけ以下のことを懸念する。

- (a) これらの執拗なステレオタイプがメディアや教科書に反映され続け、教育の選択や女性と男性の間での家族や家庭内の責任分担に影響を及ぼしていること
- (b) メディアがしばしば、性的対象としてなど、ステレオタイプな表現で女性や少女を描いていること
- (c) ステレオタイプが依然として、女性に対する性暴力の根本原因となっていること、及びポルノ、ビデオゲーム、漫画などのアニメーションが女性と少女に対する性暴力を助長していること
- (d) アイヌ、部落、在日コリアン女性及び移住女性といった民族的及びその他のマイノリティ女性並びに女性全般に対する性差別的発言が続いていること

21. 委員会は、前回の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/6, para.30）を繰り返すとともに、締約国に対し以下のことを強く要請する。

- (a) 男女の伝統的役割を強化する社会的規範を変え、女性と少女の人権を推進する積極的な文化的伝統を促進する努力を強めること
- (b) 既存の法的措置やモニタリング計画を効果的に実施し、差別的ジェンダー・ステレオタイプを増幅させ、女性と少女に対する性暴力を助長するポルノ素材、ビデオゲーム及びアニメーションの生産と流通を規制すること
- (c) 教科書や教材を見直し、差別的なジェンダー・ステレオタイプを撤廃すること
- (d) アイヌ、部落、在日コリアン女性及び移住女性をはじめとする民族的及びその他のマイノリティ女性に対する攻撃を含む、人種的優位性や憎悪を主張する性差別的発言や宣伝を禁止し、処罰する法律を制定すること
- (e) 独立した専門家機関を通じて、差別的なジェンダー・ステレオタイプ及び、アイヌ、部落、在日コリアン女性及び移住女性への偏見を根絶するために取られた措置のインパクトの監視と評価を、定期的に行なうこと

女性に対する暴力

22. 委員会は、法務省が、(a) 膾性交にのみ適用される強かん罪の狭い定義、(b) 性犯罪の低い法定刑の引き上げ、(c) 婚姻関係におけるレイプを明示的に犯罪とする法規定の採択及び (d) 性犯罪の職権による起訴（訳注・非親告罪化）を含むさまざまな課題に対応するために、刑法を見直す検討会（訳注・「性犯罪の罰則に関する検討会」）を設置したことに留意する。しかしながら、委員会は、法務省の刑法を見直す検討会が、婚姻関係におけるレイプを明示的に犯罪とする必要がないと考えたことを懸念する。また、刑法の性交同意年齢が依然として 13 歳であること、及びこの違法な性交の法定刑の下限がわずか 3 年の懲役であることを懸念する。委員会は、さらに以下のことを懸念する。

- (a) 刑法に近親かんを特別に犯罪とする規定がないこと
- (b) 裁判所による緊急時の保護命令の発令の異常な遅れが報告されており、そのことによってドメスティック・バイオレンスを含む暴力の被害者が、さらなる暴力の危険にさらされていること
- (c) ドメスティック・バイオレンスを含む暴力被害を受けている移住女性、民族的及びその他のマイノリティ、障害のある女性が当局への通報・申告に消極的であること、「出入国管理及び難民認定法」（訳注・「入管法」）に基づき保護されるためには「正当な理由」（訳注・同法第 22 条の 4 第 1 項第 7 号「配偶者としての身分を有する者としての活動を継続して 6 カ月以上行なわないで在留していること」につき）が求められているため、特に移住女性が在留資格取り消しを恐れて被害申告をしないという情報があること
- (d) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（訳注・以下「DV 防止法」）が、あらゆる家族形態のすべての女性に対して適用できるかについて不明確であること、及びそのような事案で被害女性を保護する措置の提供に司法が消極的であること

23. 女性に対する暴力についての委員会一般勧告第 19 号（1992）及び前回の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/6, para. 30）を想起し、委員会は締約国に以下のことを強く要請する。

- (a) 本条約、委員会の一般勧告第 19 号（1992）及び選択議定書の先例を全面的に活用し、刑法改正の際には、確実にドメスティック・バイオレンスや近親かんを犯罪類型として明示することを含め、女性に対する暴力を包括的に位置づけること
- (b) 強かんの定義を拡大し、性犯罪を職権による起訴（訳注・非親告罪化）ができるようにす

るための刑法改正を速やかに行なうこと

(c) 刑法を改正して、婚姻関係におけるレイプを明示的に犯罪として規定するとともに、同意年齢未満の人に対する違法な性交の法定刑の下限を引き上げること

(d) 緊急の保護命令発令の司法手続きを迅速化すること

(e) 女性と少女に対するあらゆる形態の暴力の被害者、特に移住女性の被害者が、通報・申告ができるよう奨励するとともに、暴力の女性被害者にとって、シェルターが確実に利用可能でかつ十分な設備を整えているようにすること

(f) 指導的立場にある職員の研修、女性と少女に対する暴力のすべての事案が完全かつ効果的に捜査されること、並びに加害者が起訴され、有罪となった場合には適切に処罰されること

(g) 「DV 防止法」があらゆる家族形態のすべての女性に対して確実に適用されるようにすること

24. 委員会は、締約国が、優生保護法の下で、都道府県優生保護審査会を通じて疾病や障害のある子どもの出生を防止しようとし、その結果、障害のある人々に強制不妊手術を施したことに留意する。委員会は、同意のない不妊手術約 16,500 件のうち 70 パーセントが女性に対するものであり、締約国が、賠償、公式な謝罪及びリハビリテーション（訳注・権利及び心身の回復を含む）などの補償を提供する努力を何ら行なっていないことにも留意する。

25. 委員会は、締約国が、優生保護法の下での女性の強制不妊手術という形態での過去の侵害の程度に関する調査研究を行ない、加害者を起訴し、有罪となった場合には適切に処罰するよう勧告する。委員会はさらに、締約国が強制不妊手術のすべての被害者に対し、法的救済へのアクセスの支援を提供する具体的措置を取り、賠償及びリハビリテーションのサービスを提供するよう勧告する。

人身取引及び売買春による搾取

26. 委員会は、締約国による 2014 年 12 月の「人身取引対策行動計画」策定及び人身取引対策推進会議の設置に留意する。委員会は、国会に法案を提出し、外国人技能実習制度を改善しようとする締約国の努力を歓迎する。しかし、委員会は、締約国が、依然として労働及び性的搾取を目的とした人身取引の被害者、特に女性と少女の供給国、通過国及び目的国であることをはじめ、以下のことを懸念する。

(a) 女性が依然として娯楽産業、特に売買春及び映像ポルノグラフィ製作において性的搾取の対象になっていること

(b) 外国人技能実習制度の下で、締約国に来る女性と少女が、依然として強制労働及び性的搾取の対象となっていること

27. 委員会は、以下のことを締約国に勧告する。

(a) 特に外国人技能実習制度の下で募集・採用される女性と少女の人身取引に対処するために、定期的な労働監督その他の努力を強化すること

(b) 性的搾取を防止するために、成人用娯楽を提供し、映像ポルノグラフィを製作する事業所を対象とする、監視及び監督プログラムを強化すること

(c) 関係地域の他の国々との情報交換や人身取引業者を起訴するための法手続きの調整を含め、二国間、地域内及び国際的な協力を目的とする努力を継続すること

- (d) 次回定期報告で、外国人技能実習制度の下で予定されている改善の実施についての情報を提供すること
- (e) 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性と子どもの取引を防止、抑止及び処罰するための議定書」を批准すること

「慰安婦」

28. 委員会は、前回の総括所見 (CEDAW/C/JPN/CO/6, paras. 37 and 38) を想起し、また未解決の「慰安婦」問題に関して他の国連人権機関から出されている数多くの勧告、例えば人種差別撤廃委員 (CERD/C/JPN/CO/7-9)、自由権規約委員会 (CCPR/C/JPN/CO/6)、拷問禁止委員会 (CAT/C/JPN/CO/2)、社会権規約委員会 (E/C.12/JPN/CO/3)、国連人権理事会の特別手続の任務保持者や普遍的定期審査 (UPR) (A/HRC/22/14/Add.1, para.147-145 et seq.) の勧告に言及する。委員会は、「慰安婦」問題を解決しようとする締約国の努力、直近では 2015 年 12 月 28 日に発表された締約国と大韓民国の間の二国間合意を通じての努力に留意しつつ、締約国が、前述の諸勧告を履行していないこと、及び主張されている侵害は、本条約が締約国にとって発効した 1985 年より前に起こったものであるから「慰安婦」問題は委員会の権限外である、とする締約国の主張を遺憾に思う。委員会は、以下のことをさらに遺憾に思う。

- (a) 「慰安婦」に対して行われた侵害に対する締約国の責任に関して、近年、公職についている人々や政府の指導者による発言が増えていること、また「慰安婦」問題が「最終的かつ不可逆的に解決した」とする大韓民国との二国間合意の発表は、被害者中心のアプローチを十分に採用していないこと
- (b) 深刻な人権侵害を受けた「慰安婦」の中には、締約国から公式で曖昧さのない責任の認知を得ることのないまま死去した人々がいること
- (c) 締約国が、他の関係国の「慰安婦」被害者に対する国際人権法上の責務を果たしていないこと
- (d) 締約国が、「慰安婦」問題に関する教科書の記述を削除したこと

29. 委員会は、前回の勧告 (CEDAW/C/JPN/CO/6, paras. 37 and 38) を繰り返すとともに、「慰安婦」問題は、被害者に対する効果的な救済が依然として欠如している現状のもとでは、第二次世界大戦中に締約国の軍隊によって行われた侵害行為の被害者／サバイバーの権利に継続して影響を与える、深刻な侵害を生じさせるものと考え、よって委員会は、このような侵害を扱うことに時間的管轄権による妨げはないと考え、締約国に対し、以下のことを強く要請する。

- (a) 政府の指導者や公職についている人々の、被害者に再びトラウマを与え、責任を軽くするような発言を確実に止めさせること
- (b) 被害者の救済への権利を認知し、それに基づいて損害賠償、満足、公式謝罪及びリハビリテーション・サービスを含む、十全で効果的な救済と被害回復措置を提供すること
- (c) 2015 年 12 月に大韓民国と共同発表した二国間合意を実施するにあたって、締約国は、被害者／サバイバーの見解を十分に考慮し、彼女たちの真実・正義・被害回復措置に対する権利を保障すること
- (d) 教科書に「慰安婦」問題を十分に取り入れ、生徒・学生や一般の人々に歴史の事実が客観的に提供されることを確保すること
- (e) 次回の定期報告において、被害者／サバイバーの真実・正義・被害回復措置への権利を保障するために行われた協議や他の措置の状況に関する情報を提供すること

政治的及び公的活動への参加

30. 委員会は、締約国が、数値目標や、2020年までに政治的、公的、私的活動における指導的地位に占める女性の割合を30パーセントとするという具体的な目標を定めた第3次及び第4次男女共同参画基本計画を策定することによって、政治的及び公的活動への女性の参加を推進しようという努力に留意する。しかし、委員会は、以下のことを引き続き懸念する。

- (a) 立法府、政府及び地方（市）行政レベル（訳注・都道府県、市区町村を含む）、並びに司法、外交分野及び学術領域における女性の参加が少ないこと
- (b) 政治的及び公的活動における男女間の事実上の平等を促進することをめざす、法令による暫定的特別措置がないこと
- (c) 意思決定のできる地位に占める、障害のある女性、アイヌ、部落、在日コリアン女性など民族的及びその他のマイノリティ女性の割合が少ないこと

31. 委員会は、前回の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/6, para. 42）を繰り返すとともに、締約国に、以下のことを求める。

- (a) 選出及び任命される地位における女性の完全かつ平等な参加を加速するため、本条約第4条第1項、暫定的特別措置に関する一般勧告第25号（2004）、並びに政治的及び公的活動における女性に関する委員会の一般勧告第23号（1997）に従って、法令によるクオータ制など、より多くの暫定的特別措置を採用すること
- (b) 第3次及び第4次男女共同参画基本計画が設定した、2020年までに立法府、政府及び地方（市）行政レベル（訳注・都道府県、市区町村を含む）、並びに司法、外交サービス分野、及び学術領域を含むあらゆるレベルにおいて、指導的地位に占める女性の割合を30パーセントに到達させるとの目標の効果的な実現を確保すること
- (c) 障害のある女性、アイヌ、部落、在日コリアン女性など民族的及びその他のマイノリティ女性が、意思決定のできる地位に占める割合を増やすため、暫定的特別措置を含む具体的措置を取ること

教育

32. 委員会は、締約国が、教育のすべてのレベルで女性と少女の平等なアクセスを優先し、初等・中等教育における少女の参加が増加していることを称賛する。しかしながら、委員会は、下記のことを懸念する。

- (a) 高等教育、特に大学・大学院において、また科学、技術工学、数学（science, technology engineering and mathematics, STEM）のような伝統的に男性優位である研究分野において、就学者数のジェンダー・ギャップ（男女格差）が大きいこと
- (b) 高等教育をめざすかなりの割合の女性が4年制大学課程を修了せず、そのことで労働市場において不利な立場になること
- (c) 教育機関における上級管理職及び意思決定の地位に占める女性の割合が低く、女性はより低い地位に集中していること、及び女性の教授の数が少ないこと
- (d) セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖の健康と権利）についての年齢に応じた教育内容に関して、政治家や公職についている人々が過度に過敏に反応すること
- (e) 民族的及びその他のマイノリティのコミュニティ、特にアイヌと部落のエスニック・コミュニ

ニティの高齢女性の中での識字率の低さが報告されていること

(f) 特に在日コリアンの女性と少女を標的とした学校におけるいじめや人種主義的感情の表現に対する取り組みについての情報の不足と、障害のある女性及び移住女性の教育における状況を示すデータがないこと

33. 委員会は、締約国に、以下のことを勧告する。

(a) 少女が非伝統的な科目（STEM）を履修するよう奨励するためのキャリアガイダンス活動を強化すること、及び少女が高等教育を修了することの重要性について教員の間で認識を高めること

(b) 教育分野における上級管理職及び意思決定の地位に占める女性の割合を改善するとともに、女性の教授の人数を増やすために、暫定的特別措置を含む具体的な措置を講ずること

(c) セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての年齢に応じた教育が学校のカリキュラムに体系的に組み込まれるよう、その内容及び提供に関する市民からの懸念に対処すること

(d) アイヌ、部落、在日コリアン女性など民族的及びその他のマイノリティ女性や移住女性及び障害のある女性と少女の教育へのアクセスの障壁をすべて取り除き、次回の定期報告で、奨学金を含む彼女らの教育へのアクセスについての情報を提供すること

(e) 特に在日コリアンの女性と少女を標的にした、教育機関における人種主義的感情の表現やいじめを含む、女性と少女に対するすべての形態の暴力を防止、処罰及び根絶する措置を強化すること

雇用

34. 委員会は、非正規労働者、民族的及びその他のマイノリティを含む、雇用における女性のエンパワーメントをめざす、2015年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定を歓迎する。しかし、委員会は、以下のことを引き続き懸念する。

(a) 同一価値労働同一賃金原則の実施が不十分なことに一部起因する、賃金のジェンダー格差の拡大

(b) 労働市場の水平及び垂直の性別職域分離が継続していること、及びコース別雇用管理制度に一部起因する女性の雇用の低賃金の領域への集中

(c) 家族責任があるために女性のパートタイム労働への集中が継続していること、そのことは彼女たちの年金給付にも影響を与え、退職後の貧困、並びに引き続き報告されている妊娠・出産に関連するハラスメントの原因の一部になっていること

(d) セクシュアル・ハラスメントに対して十分な禁止や適切な制裁がないこと、また締約国が、ILOの中核的条約である、雇用と職業における差別に関する第 111 号条約を批准していないという事実

(e) 先住民族女性、マイノリティ及びその他の女性（部落、在日コリアン、沖縄）、障害のある女性及び移住女性労働者に対して、雇用の領域において複合的・交差的差別が続いていること

(f) 締約国における女性家事労働者の地位に関する情報がないこと

35. 委員会は、締約国に、以下のことを強く要請する。

(a) 構造的不平等及び性別職域分離を撤廃し、同一価値労働同一賃金原則を実施することによ

って賃金のジェンダー格差を縮小するために、2015年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、労働基準法及び他の関連する法律の下での努力を強化すること

(b) 柔軟な働き方の活用を推進する努力を強化すること、及び男性の育児責任への平等な参加を促すために、男女を問わず取得できる親休暇を導入すること、及び十分な保育施設を確保すること

(c) 職場におけるセクシュアル・ハラスメントを抑止するために、禁止と適切な制裁を規定する法令を制定すること、また妊娠及び母であることを理由とするものも含め、雇用における差別があった場合の女性の司法へのアクセスを確保すること

(d) 労働法及びセクシュアル・ハラスメントに関する行動規範の遵守を確保することを目的とした労働監督を定期的に行うこと

(e) 特に先住民族及びマイノリティ女性、並びに障害のある女性及び移住女性労働者に関して、雇用分野において調査を実施し、ジェンダー統計を作成すること

(f) 次回定期報告に、締約国における女性家事労働者の地位に関する情報を提供すること

(g) 雇用及び職業における差別に関するILO第111号条約及び家事労働者のディーセント・ワークに関するILO第189号条約(2011)の批准を検討すること

健康

36. 委員会は、2011年の福島第一原子力発電所の事故後、締約国が、放射能にかかわる健康上の懸念に対処する努力をしてきたことに留意する。しかし委員会は、締約国の年間放射線被ばく線量20mSvを下回る汚染地域の避難区域指定を解除する計画について、女性と少女に不均衡に偏った健康上の影響を与える可能性があり、懸念をもって留意する。

37. 委員会は、汚染地域の避難区域指定の解除が、女性は男性よりも放射線に対する感受性が強いという、国際的に認められているリスクに関する理解に則したものとなるよう勧告する。さらに、委員会は、締約国に、放射線の影響を受けた女性と少女、特に福島県内の妊婦に対する医療その他のサービスの提供を強化するよう勧告する。

38. 委員会は、締約国における十代の少女と女性の人工妊娠中絶率及び自殺率の高さを懸念する。委員会は、特に以下のことを懸念する。

(a) 刑法第212条(訳注・の適応除外要件)に関して定められた母体保護法の第14条において、女性たちは、妊娠の継続または分娩が、母体の身体的健康を著しく害するおそれのある場合、及び暴行もしくは脅迫によって、あるいは抵抗もしくは拒絶することができない間に強かんされて妊娠した場合にのみ、人工妊娠中絶を受けることができること

(b) 女性が人工妊娠中絶を受けるためには、配偶者の同意を得ることが要件とされていること

(c) 締約国において、女性と少女の自殺率が依然として高いこと

39. 女性と健康に関する委員会の一般勧告第24号(1999)、北京宣言及び北京行動綱領に則り、委員会は、締約国に、以下のことを勧告する。

(a) 刑法及び母体保護法を改正し、妊娠した女性の生命及び/または健康を害するおそれだけでなく、暴力や脅迫が行使されたか否かにかかわらず、及び被害者が抵抗できたか否かにかかわらず、すべてのレイプの事案、近親かん及び胎児の重篤な障害の場合に人工妊娠中絶を合法化することとともに、その他のすべての場合に人工妊娠中絶を非犯罪化すること

- (b) 母体保護法を改正し、人工妊娠中絶を受けるために、妊娠した女性が配偶者の同意を得るという要件を削除すること、及び胎児の重篤な障害を理由として人工妊娠中絶を求められた場合には、妊娠した女性の自由かつ十分な情報に基づく同意を確保すること
- (c) 女性と少女の自殺防止を目的とした、明確な目標及び指標を伴った包括的計画を策定すること

経済的・社会的給付

40. 委員会は、締約国が、貧困削減のために、収入創出活動や少額融資へのアクセスを通じた戦略を展開していることに留意する。しかしながら委員会は、女性の貧困、特に女性世帯主、寡婦、障害のある女性、高齢女性の貧困に関する複数の報告を懸念する。委員会は特に、年金給付におけるジェンダー・ギャップの結果である彼女たちの生活状況を懸念する。さらに委員会は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」において、(a) 災害弔慰金の支給額が、生計維持者の場合は2倍であること、(b) 災害援護資金の貸付に関しては、多くの場合、男性である世帯主が優先されることにより、男女間の所得格差が拡大することを懸念する。

41. 委員会は、締約国に、貧困削減及び持続可能な開発をめざす努力を強化することを求める。委員会はさらに、締約国が女性世帯主、寡婦、障害のある女性、高齢女性のニーズに特別の関心を払い、年金制度をこれらの女性たちの最低生活水準を保障するものに改革する可能性を探るよう要請する。委員会は加えて、ジェンダー平等の視点を組み込むために、締約国が、「災害弔慰金の支給等に関する法律」を見直すことを勧告する。

農山漁村の女性

42. 委員会は、締約国が、2015年に新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定したことに留意する。しかし委員会は、意思決定、特に政策策定への農山漁村の女性の参加が少ないこと、また、所得税法が個人事業者や農業従事者の配偶者や家族の所得を必要経費と認めておらず、女性の経済的自立を事実上妨げていることを懸念する。

43. 委員会は、締約国に対し、農山漁村女性の政策策定過程への参加を制限しているあらゆる障害を取り除くこと、また、家族経営における女性の経済的エンパワーメントを促進するために、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討することを求める。

災害リスク削減と管理

44. 委員会は、締約国が、災害リスクの削減と管理においてリーダーシップを発揮し、「仙台防災枠組 2015-2030」採択のための世界の努力に貢献したことを称える。また、委員会は、締約国がその防災政策にジェンダーの視点を主流化し、「防災基本計画」を制定したことを称える。しかし委員会は、2011年の東日本大震災の後、全国レベルでも、地方レベルでも、災害リスク削減と管理の分野で指導的役割における女性の参加が少ないことを懸念する。

45. 委員会は、締約国に対し、あらゆるレベル、特に地方レベルで、災害関連の意思決定及び復興プロセスへの女性の参加を加速することを勧告する。また締約国は、すべての持続可能な開発政策並びに災害リスクの削減及び災害後管理に、ジェンダーの視点を組み込むことをめざす努力を継続すべきである。

不利な状況にある女性のグループ

46. 委員会は、アイヌ、部落、在日コリアン女性といった先住民族及び民族的マイノリティ、障害のある女性、LBT（訳注・lesbian, bisexual and transgender レズビアン・女性同性愛、バイセクシュアル・両性愛、トランスジェンダー・体と心の性が一致しない人々）女性、移住女性などの女性たちが、引き続き複合的・交差的差別を経験しているという報告について懸念する。委員会は、これらの女性が、健康、教育及び雇用におけるアクセスが依然として制限されていることを特に懸念する。

47. 委員会は、締約国に対し、アイヌ、部落、在日コリアン女性といった先住民及び民族的マイノリティ女性、障害のある女性、LBT女性及び移住女性の、健康、教育、雇用及び公的活動への参加へのアクセスや、健康サービス、教育サービス、及び職場での経験に影響する、彼女たちが経験する複合的・交差的差別の根絶を目的とした努力を積極的に行なうことを求める。

婚姻及び家族関係

48. 委員会は、締約国において婚姻解消時の財産の分配の基準となる法律が存在しないことを懸念する。委員会は、その結果として、カップルが同居している間に蓄積されたいかなる資産も、その名義のいかんにかかわらず平等に分配されるべきという夫婦共有財産について形成された判例法による制度に基づき、財産の分与がカップルの交渉及び合意によっていることに留意する。委員会は、以下のことを懸念する。

- (a) 財産分与についての交渉や合意が、男女間の力の不均衡が存在する法的規制の枠外でなされており、そのことによって女性が不利な立場に置かれていること
- (b) 法律が手続手段やガイドラインを示していないために、離婚する女性の大半が、事業や職業上の資産を含む夫の経済的状況についての必要な情報、及びその開示を要求する手段を欠いていると報告されていること
- (c) 協議離婚制度の下で、子どもの福祉を保護するための監護権や養育費に関する事項について、法律が司法的評価手続を提供しておらず、その結果、養育費の支払いについての合意ができない場合に子どもが極貧状態に置かれること

49. 委員会は、婚姻、家族関係及びその解消の経済的影響に関する委員会の一般勧告第 29 号(2013)に沿って、締約国に、以下のことを勧告する。

- (a) 離婚する当事者が従うことができる、明確に規定された手続を伴うあらゆる形態の婚姻資産の分配の基準となる包括的な規定を採用すること
- (b) 離婚する女性が、配偶者の経済的状況について開示を求め、開示を受けられる情報を利用できるよう保障すること
- (c) 離婚が、当事者間の協議によって成立する場合に司法的評価手続を提供できるように、監護権や養育費を規定する法を見直すこと、及び養育費の支払いを通じた経済的ニーズの充足を含め、子どもの福祉が確実に保障されるようにすること

本条約選択議定書

50. 委員会は、締約国に、本条約の選択議定書の批准を促す。

北京宣言及び行動綱領

51. 委員会は、締約国に、条約の規定の履行の努力とあわせて、「北京宣言及び行動綱領」を活

用するよう要請する。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

52. 委員会は、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の実施過程を通じて、条約の規定に従った実質的な男女平等を実現するよう求める。

周知普及

53. 委員会は、締約国には、条約の規定を系統的かつ継続的に履行する義務があることを想起する。委員会は、締約国に、現在から次回の定期報告提出までの間、本総括所見及び勧告の履行に優先的に注目することを強く要請する。従って委員会は、締約国の公用語で、本総括所見を締約国のあらゆるレベル（国、地方、地域）の関係諸機関、とくに政府、各府省庁、国会、司法機関などにタイムリーに周知普及し、その完全履行を可能にするよう要請する。委員会は、締約国に対し、使用者団体、労働組合、人権・女性団体、大学、研究機関、メディアなどすべての関係者と協力するよう促す。また委員会は、本総括所見を適切な形で地域レベルにも普及し、履行できるように勧告する。加えて委員会は、締約国に、女性差別撤廃条約、同条約選択議定書とその先例及び委員会の一般勧告について、すべての関係者への周知普及を継続するよう要請する。

その他の条約の批准

54. 委員会は、締約国が、9 つの主要な国際人権条約ⁱ を厳守することが、生活のあらゆる側面での女性の人権と基本的自由の享受を強化するであろうことに留意する。従って委員会は、締約国に、「すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約」の批准を検討するよう促す。

総括所見のフォローアップ

55. 委員会は、締約国に、上記の 13 (a)、21 (d) と (e) に含まれる勧告の履行のためにとられた措置に関する情報を、2 年以内に文書で提供するよう要請する。

次回報告の作成

56. 委員会は、締約国に、第 9 次定期報告を 2020 年 3 月に提出するよう要請する。

57. 委員会は、締約国に、「共通中核文書と条約別文書を含む国際人権条約のもとでの報告に関する協調ガイドライン」(HRI/MC/2006/3 と Corr.1) に従うよう要請する。

ⁱ 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」、「子どもの権利に関する条約」、「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」、「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」、「障害者の権利に関する条約」